

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		土地区画整理組合の設立の認可（個人施行者（市町村を除く。）及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（1の市町村の区域に属するものに限る。）に関する事務に限る。）
根拠法令及び条項		土地区画整理法第14条第1項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	土地区画整理法第14条第1項の規定による。 (設立の認可) 第14条 第3条第2項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、7人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	43日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）